

生徒指導提要进行

平成22年12月22日 第8号

北海道教育庁学校教育局

参事（生徒指導・学校安全）

平成22年度生徒指導資料

第5章 教育相談

第1節 教育相談の意義（生徒指導提要P92～P94）

1 生徒指導と教育相談

教育相談について「中学校学習指導要領解説（特別活動編）」に、次のように示されています。

教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。

すなわち、教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもありません。また、学校は教育相談の実施に際して、計画的、組織的に情報提供や案内、説明を行い、実践することが必要となります。

他方で、生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のこととされています。そのことは、次のように指導・援助することでもあります（学習指導要領第1章総則の第4の2の（3））。

教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

教育相談と生徒指導の相違点は、教育相談は主に個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとするのに対し、生徒指導は主に集団に焦点を当て、行事や特別活動などにおいて、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容に至るところにあります。

このように教育相談と生徒指導は、重なるところも多くありますが、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的な役割を担うものといえます。

2 学校における教育相談の特質

学校における教育相談の利点と課題については次のように考えることができます。

<利点>

- 教員は日ごろから児童生徒と同じ場で生活していることから、小さな兆候（サイン）をとらえて事案に応じて適切に対応し、深刻な状態になる前に早期に対応することが可能である。【早期発見・早期対応が可能】
- 学校には、学級担任をはじめ、専科教員や授業担当者、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラー、部活動の顧問、管理職など、一人の児童生徒をめぐって様々な教員が多様なかかわりをもつことができ、特に、その児童生徒のよいところを認め励ますことによって児童生徒を支えていくことができることが特徴である。【援助資源が豊富】
- 相談機関、医療機関、児童相談所等の福祉機関、警察等の刑事司法関係の機関などの外部との連携は、困難な問題の解決に欠かすことができないが、学校という立場から連携が取りやすい。ただし、かかわる人が多くなると、情報の管理が難しくなり、秘密の保持、個人情報の保護などについての共通認識が求められる。【連携が取りやすい】

<課題>

- 教育相談の実施者にとっては、相談を受ける児童生徒と学校という同じ場で生活していることによる難しさがある。つまり、教育相談における面接に、それ以外の場面の児童生徒と教員の人間関係が反映しがちであり、場合によっては、児童生徒が教育相談の場面においても安心して相談する気持ちを妨げることがあり得る。そのため、児童生徒が中立的と感じやすい者が教育相談を行えるよう校内において連携を図ることが必要である。【実施者と相談者が同じ場にいることによる難しさ】
- 学級担任・ホームルーム担任が教育相談を行う場合には、特に問題行動などに対する場面では、児童生徒に対する指導的なかかわりを担わなければならない場合と、教育相談の実施者としての役割という、一見矛盾した役割を同時に担うことが求められる。学級担任やホームルーム担任が一人で抱え込まず、学校の利点である多様な援助資源を生かした対処を図ることが必要である。【学級担任・ホームルーム担任が教育相談を行う場合の葛藤】

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。